

# 伊賀市入札等監視委員会条例

平成19年12月26日条例第71号

改正

平成20年3月26日条例第5号

平成26年3月28日条例第3号

## 伊賀市入札等監視委員会条例

(設置)

第1条 伊賀市の発注する建設工事、測量業務委託、設計業務委託等(以下「工事等」という。)の入札及び契約について監視を行うことにより、これらの透明性を一層高め、公正な競争性を確保するため、伊賀市入札等監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査及び審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項
- (2) 入札、契約等に係る再苦情処理に関する事項
- (3) 入札及び契約の方法の改善に関する事項

(組織)

第3条 委員は、見識を有し公正中立の立場を堅持できる者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 7 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、委員長及び副委員長がともに事故があるとき、又は欠けたときは、予め定めた代理者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、第2条に規定する所掌事項について、年2回以上開催するものとする。

- 2 委員長は、会議を開催するに当たり、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、委員長が緊急を要すると認めた場合はこの限りではないが、欠席した委員に議事の内容を報告しなければ

ばならない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員会は、非公開とする。ただし、委員会の議事概要は、これを公表することができる。

(意見の具申又は勧告)

第5条 委員会は、第2条第1号の事項に関し、報告の内容又は審議した対象工事等に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、市長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合で、必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(再苦情処理に係る審議)

第6条 委員会は、第2条第2号の事項に関し、市長から再苦情の申立てについて審議の依頼があったときは、委員長が却下すべきと認めた場合を除き、会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の会議を開催するに当たり、必要に応じ専門的な知識を有する者に意見を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、第2条第1号及び第2号の事務に関しては、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部契約監理課において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。